第一項の表七四八の項を次のように改める。

748	削除

第一項の表七七七の項を次のように改める。

777	削除

第一項の表七九〇の項を次のように改める。

790	削除

第一項の表八二六の項を次のように改める。

826	削除

第一項の表八三四の項を次のように改める。

834	削除

第一項の表八四〇の項を次のように改める。

840	削除

第一項の表八七三の項を次のように改める。

873	削除

第一項の表八八一の項を次のように改める。

881	削除

第一項の表八八四の項を次のように改める。

884	削除

第一項の表八八七の項を次のように改める。

887	削除

十四　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項及び四の項を次のように改める。

3	削除
4	削除

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表二一の項及び二二の項を次のように改める。

21	削除
22	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

第一項の表四三の項を次のように改める。

43	削除

第一項の表五二の項中「(76.40)」を「(76.00)」に、「(131.40)」を「(131.10)」に改める。

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

70	削除

第一項の表七六の項を次のように改める。

76	削除

十五　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

第一項の表八八の項を次のように改める。

88	削除

第一項の表一三九の項を次のように改める。

139	削除

第一項の表一四一の項を次のように改める。

141	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

147	削除

第一項の表一五一の項を次のように改める。

151	削除